うつのみやこども園 石川幼稚園　園則

第１章　　総　　　則

1. この幼稚園は、学校教育法第２２条及び第２３条に従って幼児を保育し適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。
2. この幼稚園は、うつのみやこども園　石川幼稚園　という。
3. この幼稚園を、栃木県宇都宮市越戸町１０７番地に置く。
4. この幼稚園に入園できる者は、満３歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。
5. この幼稚園の定員を４５５名とし、満３歳児及び年少（３歳児）、年中（４歳児）、年長（５歳児）学年の各組全部で１５組以下とする。

第２章　　保育年限、保育期及び休業日

1. この幼稚園の保育年限は４年未満とする。
2. １年を次の３保育期に分ける。

第１保育期　４月１日から　　７月３１日まで

第２保育期　８月１日から　１２月３１日まで

第３保育期　１月１日から　　３月３１日まで

1. この幼稚園の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日

(3) 夏季休業　　７月２１日から　８月３１日まで

(4) 冬期休業　１２月２６日から　１月　７日まで

(5) 春季休業　　３月２５日から　４月　７日まで

(6) 土曜日

　　　２　教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日を変更することがある。

　　　３　非常変災その他急迫の事情があるときは、臨時に保育を行わないことがある。

1. 始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、指導計画により変更することがある。
   * 1. 始業時刻　午前１０時
     2. 終業時刻　午後　２時

第３章　教育課程、保育時数及び教職員組織

第１０条　　保育内容は、健康、人間関係、環境、言葉、表現等である。

第１１条　　１日の保育時数は４時間とし第１０条に従い保育する。

第１２条　　この幼稚園に次の教職員を置く。

1. 園長
2. 教諭　　　１４名以上
3. 園医　　　　１名
4. 歯科医　　　１名
5. 薬剤師　　　１名
6. 事務職員　　１名

この外に必要な教職員を置くことができる。

　　　２　園長は園務を処理し、所属職員を監督する。

第４章　　入園、休園、退園、修了及び表彰

第１３条　　この幼稚園に入園するときは、園長の許可を要する。

第１４条　　この幼稚園に入園しようとする者は、入園願書に入園登録管理料５，０００円を添えて申し込むものとする。

第１５条　　休園又は退園しようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

第１６条　　この幼稚園所定の保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

第１７条　　心身の発達著しく他の模範となる者は、これを表彰することがある。

第５章　　納　付　金

第１８条　　納付金及び納付期限は、次の表のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 納付金の名称 | | 納付金額 | 納 付 期 限 |
| 基本保育料 | | 月額　２０，０００円（年中、年長児）  月額　２１，０００円（年少児）  月額　２３，０００円（満３歳児） | その月の  １日まで |
| 特定保育料 | 園舎建て替え特別積立金  施設充実管理費  特別教育費 | 月額　１，０００円  月額　１，０００円  月額　１，０００円 |

　　　　２　在籍者は出席の有無にかかわらず、その月の基本保育料、及び特定保育料、その他の諸経費・実費を納付しなければならない。納付期限月の末日までに納付なき者は、翌月より登園できない。但し、園長は延滞金の納付完了後より再登園を許可することができる。

　　　　３　納付金は、一旦納付されたものは原則として返還しない。但し、園長がやむを得ない理由と認める場合は減免することがある。

　　　　４　平成２６年度在籍の進級者は、経過処置として特定保育料の園舎建て替え特別積立金が免除される。

第６章　　補　　　則

第１９条　　この園則実施に必要な細則は園長が別に定める。

附　　　　則

この園則は昭和５３年４月１日から実施する。

この園則は昭和５６年４月１日から実施する。

この園則は昭和６２年４月１日から実施する。

この園則は平成　２年４月１日から実施する。

この園則は平成　３年４月１日から実施する。

この園則は平成　４年４月１日から実施する。

この園則は平成　６年４月１日から実施する。

この園則は平成　８年４月１日から実施する。

この園則は平成１２年４月１日から実施する。

この園則は平成１３年４月１日から実施する。

この園則は平成１４年４月１日から実施する。

この園則は平成１８年４月１日から実施する。

この園則は平成２０年４月１日から実施する。

この園則は平成２５年４月１日から実施する。

この園則は平成２６年４月１日から実施する。

この園則は平成２７年４月１日から実施する。